

記載要領等	相続税の申告書第 8 の 6 表 事業用資産納税猶予税額の計算書
-------	--

《使用目的等》

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるものに限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。

- 1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の(1)と(2)
 - (1) 「第 8 の 6 表の付表 1」
 - (2) 「第 8 の 6 表の付表 3」及び「第 8 の 6 表の付表 4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）
- 2 租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の(1)と(2)
 - (1) 「第 8 の 6 表の付表 2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項の承認を受けた場合は「第 8 の 6 表の付表 2 の 2」）
 - (2) 「第 8 の 6 表の付表 3」、「第 8 の 6 表の付表 4」及び「第 8 の 6 表の付表 5」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）

(注) 1 各付表の内容は次のとおりです。

- (1) 「第 8 の 6 表の付表 1」

相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
- (2) 「第 8 の 6 表の付表 2」

租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第 70 条の 6 の 8 第 6 項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
- (3) 「第 8 の 6 表の付表 2 の 2」

租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第 70 条の 6 の 8 第 6 項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。
- (4) 「第 8 の 6 表の付表 3」

「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が 1 人でない場合における上記 1 の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第 8 の 6 表の付表 1」、「第 8 の 6 表の付表 2」若しくは「第 8 の 6 表の付表 2 の 2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。
- (5) 「第 8 の 6 表の付表 4」

「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の道用を受ける特例事業相続人等が相続税法第 13 条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。
- (6) 「第 8 の 6 表の付表 5」

災害等が発生した日から同日以後 1 年を経過する日までの間に租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる承継会社（同法第 70 条の 6 の 8 第 6 項の会社をいいます。）の株式等について、事業用資産についての相続税の納税猶予の適用

＜相続税の申告書第８の６表 記載要領等＞

を受けようとする場合で、租税特別措置法施行令第４０条の７の１０第２５項第５号において準用する租税特別措置法第７０条の７の２第３５項の規定の適用を受けるときに作成します。

- ２ 上記２に該当する場合は、「第１１の３表」を作成した上で、この計算書、上記２の(１)及び(２)の付表を作成します。